破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第７号
愛知県豊橋市馬見塚町４番地２
債務者　牧　　陽子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　政和
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２８１号
岡山県井原市高屋町５丁目４番地15　フェニックストーホーA102
債務者　藤井　正治
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田原　洋介
4　破産債権の届出期間　平成26年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１号
千葉県富津市二間塚1713番地22
債務者　安田　久枝
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　祥子
4　破産債権の届出期間　平成26年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第６１４号
神奈川県南足柄市内山2140番地１、前住所神奈川県小田原市飯泉505番地の９
債務者　平野樹三郎
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小室　充孝
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６１５号
神奈川県足柄上郡中井町遠藤107番地10
債務者　平野　英雄
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小室　充孝
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６３５号
神奈川県小田原市蓮正寺51番地の１　アルテールＮ204号室、前住所神奈川県小田原市桑原627番地の１
債務者　矢藤　　智
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　和慶
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４１６号
奈良県大和郡山市小泉町1562番地７
債務者　松井　京子（旧姓宇高）
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　和宏
4　破産債権の届出期間　平成26年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６１８号
神奈川県伊勢原市高森２丁目10番１号
債務者　百々　　勝
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　彩子
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２号
三重県津市大倉17番15号、前住所三重県津市芸濃町椋本6234番地23
債務者　前田　弘一
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４号
徳島県那賀郡那賀町雄字屋敷野70番地２
債務者　東根　功明
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住吉　昭二
4　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第２６８号
徳島市佐古二番町６番９号　ケアハウスオクト５Ｆエノキ（ワ）、旧住所徳島市福島２丁目１番７―105号
債務者　森内千津子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂村　隆明
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６６号
青森県下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷２番地２
債務者　駒嶺　　誠
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　　直
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
千葉県木更津市文京２丁目３番５号
債務者　川崎　雅志
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　直樹
4　破産債権の届出期間　平成26年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１３９号
千葉県木更津市文京２丁目３番５号
債務者　川崎喜久代
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　直樹
4　破産債権の届出期間　平成26年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部